

新型コロナウイルス感染症に伴う生活福祉資金特例貸付に関する 償還免除のご案内

住民税が非課税である世帯については、免除申請書などの必要な書類を送付し、群馬県社会福祉協議会から免除決定が通知されることで、貸付金の償還(借りていたお金を返すこと)が免除となります。

対象となる要件に該当し、償還免除を希望する方は、別添の免除申請書に必要事項を記入し、必要書類を同封したうえ、添付の返信用封筒にて郵送してください。(切手の添付は不要です。)

1. 儻還免除の対象となる要件、資金種類

令和5年度の住民税が非課税である世帯については、以下の資金が償還免除となります。

- ・**令和4年4月以降に申請した緊急小口資金と総合支援資金(初回貸付)**
- ・**総合支援資金(延長貸付)**

なお、令和4年4月以降に緊急小口資金と総合支援資金(初回貸付)の両方を借り受けている場合、2枚の免除申請書の送付が必要です。(以下の例を参照)

(例1) 令和4年4月以降に緊急小口資金と総合支援資金(初回貸付)の2つを借りている場合

緊急小口資金 分の免除申請書が1枚、総合支援資金(初回貸付) 分の免除申請書が1枚、
の計2枚の送付が必要となります

※但し、貸付コードごとの申請になるので、各資金2回以上に分けて借りている場合は、その限りではありません。

(例2) 総合支援資金(延長貸付)を借りている場合

総合支援資金(延長貸付)分の申請書を1枚送付してください。

※総合支援資金(延長貸付)以外に、緊急小口資金を借りている場合は、計2枚の申請書が必要になります。

※申請書が足りない場合は、コピーしてお使いください。

<資金種類とは?>

※今回ご案内の対象は、以下の赤枠の範囲となります。

資金の種類	R4年4月以降申請の 緊急小口資金	R4年4月以降申請の 総合支援資金(初回貸付)	総合支援資金 (延長貸付)	総合支援資金 (再貸付)
償還開始年	2024年(令和6年)	2024年(令和6年)	2024年(令和6年)	2025年(令和7年)

※令和5年度は、令和4年度4月以降に申請した緊急小口資金と総合支援資金(初回貸付)および総合支援資金(延長貸付)が免除申請の対象です。

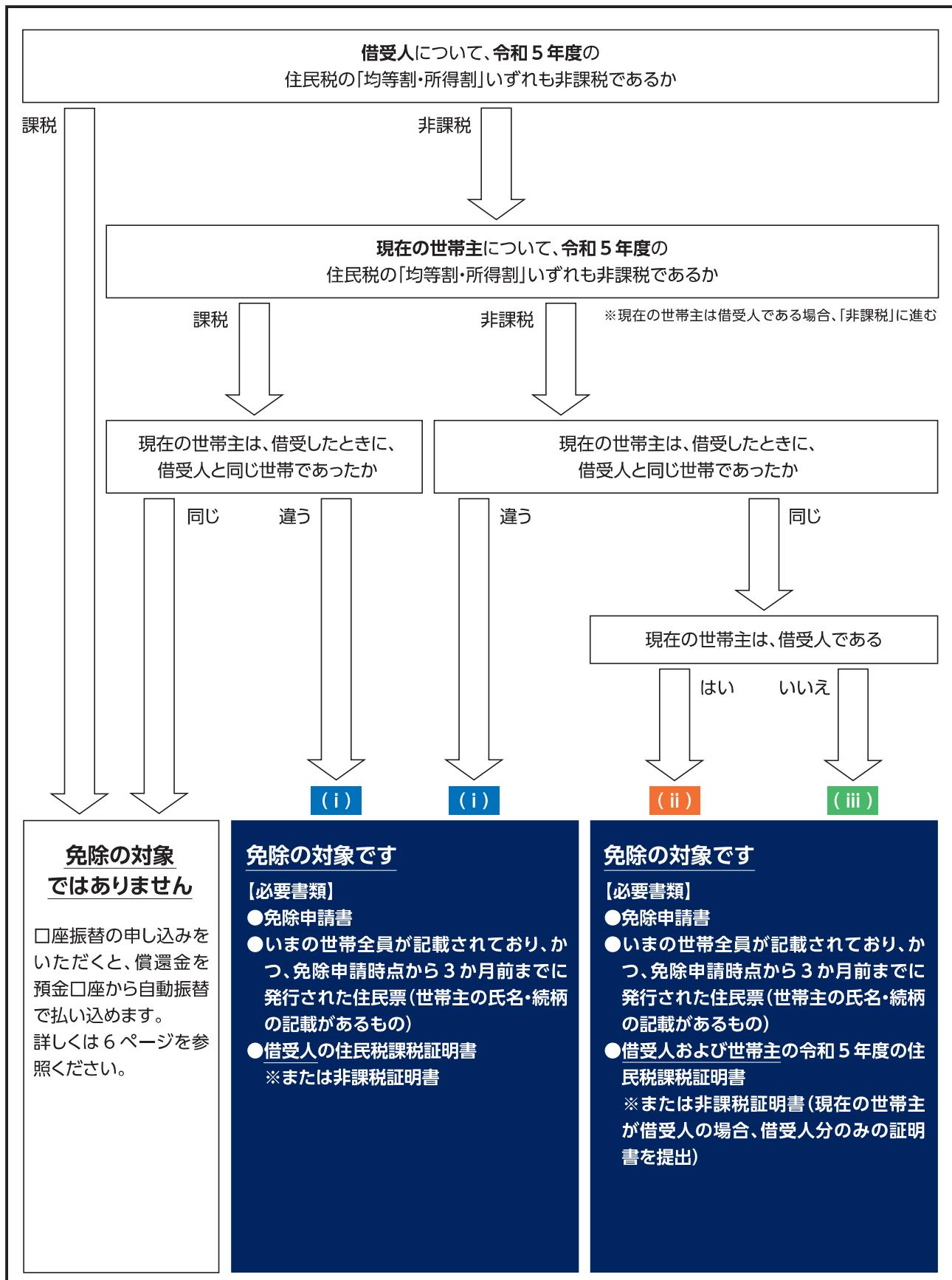
総合支援資金(再貸付)の免除のご案内は令和6年5月ごろを予定しております。

※償還免除の要件などが分からぬ場合、5ページの「償還免除の要件など、全般的な問い合わせ」の連絡先までお問い合わせください。

※来所によるご相談はご遠慮ください。

2. 免除の対象となるか、確認するためのフローチャート

○以下のフローチャートにより、免除要件に当てはまるかどうか、確認してください。当てはまる場合、どのような書類が必要か、あわせて確認してください。



3. 償還免除申請の必要書類など

償還免除要件	免除対象となる資金
借受人(および世帯主)の令和5年度の住民税が均等割・所得割いずれも非課税と証明されている方	<input type="checkbox"/> 令和4年度以降申請の緊急小口資金 <input type="checkbox"/> 令和4年度以降申請の総合支援資金(初回貸付) <input type="checkbox"/> 総合支援資金(延長貸付)
申請に必要な書類	償還免除対象金額
<input type="checkbox"/> 免除申請書(様式1-1) <input type="checkbox"/> 住民票(世帯主の氏名・続柄記載があるもの) 今の世帯全員が記載されており、且つ免除申請時点から3カ月前までに発行されたもの <input type="checkbox"/> 令和5年度の住民税課税証明書または非課税証明書 借受人(および世帯主)分が必要	全額 ※すでに償還した金額は、免除の対象外となります

○必要書類が全て提出されない場合は償還免除にはなりません。

○免除申請書は、左上に(様式1-1)と記載のある書類を必ず使用してください。また、免除申請書の太枠内について、記入および□が必要です。

○免除申請書(様式1-1)の項目「世帯の状況」については、この資料の2ページの「フローチャート」の結果により□箇所が異なります。

(i)	に該当	➡ 「現在は借受人以外の者が世帯主であり、かつ現在の世帯主は貸付申請時に借受人とは別世帯」に□をつけてください。
(ii)	に該当	➡ 「現在、私(借受人)が世帯主である」に□をつけてください。
(iii)	に該当	➡ 「左記のいずれにも当てはまらない場合」に□をつけてください。

※DVによる避難等により世帯主の課税証明書(または非課税証明書)を取得できない場合

「現在は借受人以外の者が世帯主であるが、DVによる避難等により世帯主の所得証明書を取得できない」に□をつけてください。

4. 住民税課税証明書、非課税証明書の取得について

- 住民税の均等割・所得割いずれも非課税であるかどうかについては、市町村の窓口等において以下の書類を取得し、確認してください。

令和5年度：令和5年6月ごろに発行可能となる非課税証明書（令和4年1月～12月分の所得が記載）

- 確定申告や年末調整をしていない場合、住民税の申告をしなければ、課税証明書および非課税証明書は発行されない場合があります。住民税の申告方法については、お住いの市区町村の税務課等にお問い合わせください（市町村により申告書の様式等が異なります）。
- 令和5年度の「均等割・所得割いずれも非課税」の方が対象となります。所得割のみ非課税となっている方は免除の対象ではありません。
- 2ページのフローチャートで、(iii)に当てはまる場合、借受人と世帯主が令和5年度に非課税であることが要件となります。どちらか一方のみが非課税の場合は対象となりません。

5. 書類の送付先と送付期限について

送付先	<p>〒371-8525 群馬県前橋市新前橋町13-12 2階 群馬県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター TEL 027-288-0830</p> <p>※必要書類がすべて同封されているかどうか、送付前に必ずご確認ください。</p>
送付期限	<p>令和5年9月29日(金)まで</p> <p>※郵送による受付のみ。来所による提出はお受けできません。</p> <p>※今回添付の返信用封筒を必ずご利用ください。</p> <p>※送付期限を越えて申請された場合、償還免除の手続きが遅れ、一部、償還開始になる場合があります。また、すでに返済された金額は、償還免除の対象となりませんので、ご注意ください。</p>

6. その他

○この文書に記載している要件以外にも、以下に該当する場合は償還免除の対象となります。

●**償還開始後(免除申請時点も)、生活保護を受給している場合**

※貸付決定した時点ですでに生活保護を受給していた場合は、償還免除の対象となりません。

●**償還開始後、精神保健福祉手帳(1級)または、身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けている場合**

電話にて償還免除の要件内容等を確認させていただいたうえ、該当する方には申請書類を送付いたしますので、特例貸付償還事務センターまでご連絡くださいますようお願いします。

○住所や氏名が変わった場合は「氏名等変更届」により速やかに手続きをお願いします。様式は群馬県社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

(群馬県社会福祉協議会)

<https://www.g-shakyo.or.jp/>



○免除申請書に記載のある「自立相談支援機関」とは、生活全般にわたる困りごとの相談窓口であり、全国に設置されています。働きたくても働けない、住む所がないなど、生活するうえで困りごとがある場合は地域の相談窓口にご相談ください。

(自立相談支援機関 相談窓口一覧)



<https://www.mhlw.go.jp/content/000707280.pdf>



○その他、貸付や償還に関するお問い合わせは、「特例貸付償還 LINE BOT」でもご確認いただくことが可能です。

※ご確認いただく際にはLINEにて「友だち追加」が必要となります。

○免除決定の可否については、令和5年11月下旬頃までに随時、お知らせする予定です。

7. お問い合わせ先

償還免除の要件など、全般的な問い合わせ

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談 コールセンター

TEL 0120-46-1999

(受付時間:月~金 9:00~17:00)

償還免除申請手続きに関する問い合わせ

群馬県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター

TEL 027-288-0830

(受付時間:月~金 9:00~17:00) つながりづらい時は、時間を空けておかけ直しください

返済にお困りの方は、まずはご相談ください。

償還免除に該当しない場合でも、病気、失業、収入減少その他の事情により返済が困難な場合には、返済の猶予ができる場合もあります。(原則、1年)

口座振替のお申し込みについてのご案内

口座振替をお申し込みいただくと、金融機関の預貯金口座から、償還金を自動振替で払い込むことができます。一度の手続きで、金融機関へ出向き払込を行う必要がなく、大変便利です。

1 申込み手続き

口座振替をご希望の方は、特例貸付償還事務センターにご連絡ください。事務センターより、口座振替依頼書を郵送いたします。

2 振替方法

償還期間開始後、毎月27日に振替となります。(土日・祝日の場合は翌営業日)

3 留意点

- ・口座の登録は、所定の依頼書(特例貸付専用)でお申し込みください。
- ・口座振替開始の決定連絡は行いません。
ただし、書類に不備がある場合は連絡または郵送にて依頼書の再記入をお願いします。
- ・口座振替日に預金が不足している場合、振替ができませんのでご注意ください。口座振替できなかった場合、コンビニエンスストアで払込が出来る払込票をお送りします。
- ・振替口座の変更を希望する場合は、改めて口座振替依頼書の提出が必要となります。

4 その他

- ・口座振替依頼書を郵送後、口座引落しの開始までに1ヶ月程度かかります。

申込み先・問い合わせ先

群馬県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター

〒371-8525 前橋市新前橋町13-12

TEL 027-288-0830

緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書

«緊急小口資金分»

※太枠内をすべてご記入ください。

資金の種類	緊急小口資金		
借受人 氏名			
貸付金額	円	免除申請額	当該資金種類の償還免除上限額
免除申請理由	住民税の均等割・所得割いずれも非課税となったため。		
世帯の状況 ※いざれかひとつに <input checked="" type="checkbox"/> をつける	<p>① <input type="checkbox"/> 現在、私(借受人)が世帯主である</p> <p>② <input type="checkbox"/> 現在は借受人以外の者が世帯主であり、かつ 現在の世帯主は貸付申請時に借受人とは別世帯</p> <p>③ <input type="checkbox"/> 現在は借受人以外の者が世帯主であるが、DVによる 避難等により世帯主の所得証明書を取得できない</p> <p>④ <input type="checkbox"/> 左記のいずれにも当てはまらない場合</p>		
必要書類	<p>① (以下、3つの書類がすべて必要)</p> <p>①-1: 免除申請書(この書類) ②-2: いまの世帯全員が記載された住民票の写し(世帯主の 氏名・続柄の記載があるもの) ③-3: <u>借受人の令和5年度の課税証明書</u>(住民税非課税で あることがわかるもの) ※住民税<u>均等割・所得割いずれも</u>非課税の方が免除対象</p> <p>② (以下、3つの書類がすべて必要)</p> <p>②-1: 免除申請書(この書類) ②-2: いまの世帯全員が記載された住民票の写し (世帯主の氏名・続柄の記載があるもの) ②-3: <u>借受人および世帯主の令和5年度の課税証 明書</u>(住民税非課税であることがわかるもの) ※住民税<u>均等割・所得割いずれも</u>非課税の方が免除対象</p>		
群馬県社会福祉協議会 会長殿 <p>【同意チェック欄】免除申請にあたっては以下①～⑥のすべてを確認の上、同意チェック欄にチェック(□)を入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> ① 本特例制度の償還免除が決定した場合、自立相談支援機関に対して同機関の業務遂行に活用することを目的として 私の個人情報を提供することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> ② 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 私は、貴社会福祉協議会が、本制度に必要な範囲で全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、市町村社会 福祉協議会、自治体、公共職業安定所、自立相談支援機関、家計改善支援機関等の関係機関に照会し、私の個人情報 の提供を受けることに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世 帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めるに同意します。〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止 等に関する法律」第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的 に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ 審査の結果、償還免除不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 債還免除を目的に世帯主の変更を行っていません。また、償還免除の決定後、本申請書の記載事項について虚偽であるこ とが判明した場合や償還免除の要件に該当しないことが判明した場合には、償還免除を取り消されることに同意します。</p>			
令和	年	月	日
※この書類を記入した日付を記入			
借受人氏名(自署)			
電話番号			
※日中に連絡のとれる電話番号を記入すること。			

資金コード	貸付コード	受付番号	都道府県社協受付
			令和 年 月 日

緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書

『総合支援資金分(初回)』

※太枠内をすべてご記入ください。

資金の種類	総合支援資金(初回)		
借受人 氏名			
貸付金額	円	免除申請額	当該資金種類の償還免除上限額
免除申請理由	住民税の均等割・所得割いずれも非課税となったため。		
世帯の状況 ※いざれかひとつに ☑をつける	① <input type="checkbox"/> 現在、私(借受人)が世帯主である ② <input type="checkbox"/> 現在は借受人以外の者が世帯主であり、かつ 現在の世帯主は貸付申請時に借受人とは別世帯 ③ <input type="checkbox"/> 現在は借受人以外の者が世帯主であるが、DVによる 避難等により世帯主の所得証明書を取得できない		④ <input type="checkbox"/> 左記のいずれにも当てはまらない場合
必要書類	 ① (以下、3つの書類がすべて必要) ①-1: 免除申請書(この書類) ②-2: いまの世帯全員が記載された住民票の写し(世帯主の 氏名・続柄の記載があるもの) ③-3: <u>借受人の令和5年度の課税証明書</u> (住民税非課税で あることがわかるもの) ※住民税 <u>均等割・所得割いずれも</u> 非課税の方が免除対象		 ② (以下、3つの書類がすべて必要) ②-1: 免除申請書(この書類) ②-2: いまの世帯全員が記載された住民票の写し (世帯主の氏名・続柄の記載があるもの) ②-3: <u>借受人および世帯主の令和5年度の課税証</u> 明書(住民税非課税であることがわかるもの) ※住民税 <u>均等割・所得割いずれも</u> 非課税の方が免除対象
群馬県社会福祉協議会 会長殿 【同意チェック欄】 免除申請にあたっては以下①～⑥のすべてを確認の上、同意チェック欄にチェック(□)を入れてください。			
<input type="checkbox"/> ① 本特例制度の償還免除が決定した場合、自立相談支援機関に対して同機関の業務遂行に活用することを目的として 私の個人情報を提供することに同意します。			
<input type="checkbox"/> ② 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。			
<input type="checkbox"/> ③ 私は、貴社会福祉協議会が、本制度に必要な範囲で全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、市町村社会 福祉協議会、自治体、公共職業安定所、自立相談支援機関、家計改善支援機関等の関係機関に照会し、私の個人情報 の提供を受けることに同意します。			
<input type="checkbox"/> ④ 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世 帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めるに同意します。〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止 等に関する法律」第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的 に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕			
<input type="checkbox"/> ⑤ 審査の結果、償還免除不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。			
<input type="checkbox"/> ⑥ 債還免除を目的に世帯主の変更を行っていません。また、償還免除の決定後、本申請書の記載事項について虚偽である ことが判明した場合や償還免除の要件に該当しないことが判明した場合には、償還免除を取り消されることに同意します。			
令和	年	月	日
※この書類を記入した日付を記入			
借受人氏名(自署)			
電話番号			
※日中に連絡のとれる電話番号を記入すること。			

資金コード	貸付コード	受付番号	都道府県社協受付
			令和 年 月 日

緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書

『総合支援資金(延長)』

※太枠内をすべてご記入ください。

資金の種類	総合支援資金(延長)		
借受人 氏名			
貸付金額	円	免除申請額	当該資金種類の償還免除上限額
免除申請理由	住民税の均等割・所得割いずれも非課税となったため。		
世帯の状況 ※いずれかひとつに ☑をつける	① <input type="checkbox"/> 現在、私(借受人)が世帯主である ② <input type="checkbox"/> 現在は借受人以外の者が世帯主であり、かつ 現在の世帯主は貸付申請時に借受人とは別世帯 ③ <input type="checkbox"/> 現在は借受人以外の者が世帯主であるが、DVによる 避難等により世帯主の所得証明書を取得できない		④ <input type="checkbox"/> 左記のいずれにも当てはまらない場合  ① (以下、3つの書類がすべて必要) ①-1: 免除申請書(この書類) ②-2: いまの世帯全員が記載された住民票の写し(世帯主の氏名・続柄の記載があるもの) ③-3: 借受人の令和5年度の課税証明書 (住民税非課税であることがわかるもの) ※住民税 <u>均等割・所得割いずれも</u> 非課税の方が免除対象  ② (以下、3つの書類がすべて必要) ②-1: 免除申請書(この書類) ②-2: いまの世帯全員が記載された住民票の写し(世帯主の氏名・続柄の記載があるもの) ②-3: 借受人および世帯主の令和5年度の課税証明書 (住民税非課税であることがわかるもの) ※住民税 <u>均等割・所得割いずれも</u> 非課税の方が免除対象
必要書類			

群馬県社会福祉協議会 会長殿

【同意チェック欄】免除申請にあたっては以下①～⑥のすべてを確認の上、同意チェック欄にチェック(□)を入れてください。

① 本特例制度の償還免除が決定した場合、自立相談支援機関に対して同機関の業務遂行に活用することを目的として
私の個人情報を提供することに同意します。

② 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。

③ 私は、貴社会福祉協議会が、本制度に必要な範囲で全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、市町村社会
福祉協議会、自治体、公共職業安定所、自立相談支援機関、家計改善支援機関等の関係機関に照会し、私の個人情報
の提供を受けることに同意します。

④ 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の
世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めるに同意します。(暴力団とは、「暴力団による不当な行為の防
止等に関する法律」第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団
的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。)

⑤ 審査の結果、償還免除不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

⑥ 債還免除を目的に世帯主の変更を行っていません。また、償還免除の決定後、本申請書の記載事項について虚偽であるこ
とが判明した場合や償還免除の要件に該当しないことが判明した場合には、償還免除を取り消されることに同意します。

令和 年 月 曜日 *この書類を記入した日付を記入

借受人氏名(自署)

電話番号 — — —

*日中に連絡のとれる電話番号を記入すること。

資金コード	貸付コード	受付番号	都道府県社協受付
			令和 年 月 曜日

